

平成 21 年（フ）第 7100 号
破産者 株式会社 S F C G

平成 27 年 3 月 11 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 4 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

平成 27 年 2 月 28 日時点の破産財団の預金残高は、21 億 0222 万 2371 円である。

2 収支の状況

前回報告（平成 26 年 9 月 3 日）以降、平成 27 年 2 月 28 日までの主な収支は、以下のとおりである。

(1) 収入

- ・営業貸付金（不動産担保ローン）の回収
金 1 億 3358 万 8273 円

(2) 支出

- ・第 4 回中間配当
金 4 億 6495 万 4780 円

3 負債（破産債権・財団債権）の状況

(1) 特別調査期日

第 13 回債権者集会において特別調査期日が実施され、新たに計 13 件、合計 9394 万 9847 円の破産債権が確定した。

破産裁判所は、平成 26 年 12 月 25 日、第 14 回債権者集会において特別調査期日を指定する決定をし、本日、計 8 件（届出債権の合計金 784 万 2810 円及び額未定）の債権調査を行うこととなった。

(2) 確定破産債権

平成 27 年 2 月 28 日時点における確定破産債権の総額は、3609 億 8309 万 0371 円である。

(3) 財団債権

S F C G が再生手続開始後に弁済を受けた誤入金については顧客への返金を進めており、所在不明の顧客 8 件を残すのみとなっている。かかる顧客については供託をする予定である。

第2 中間配当

1 中間配当の進捗状況

これまで、下表のとおり中間配当が進捗している。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第1回	32,499名	2%	7,221,017,201円	27,599名	7,157,723,859円
第2回	32,426名	3%	10,822,527,730円	25,964名	10,684,153,714円
第3回	32,367名	2%	7,199,784,025円	24,197名	7,082,157,664円
第4回	32,338名	0.8%	2,879,555,796円	20,731名	2,804,127,245円

※ 平成27年2月28日時点での数値

※ 配当対象者数は、特別調査による増加があるものの、債権放棄等の理由による減少数が上回っており、第2回、第3回、第4回と減少している。

※ 平成26年9月4日以降に振込送金依頼書を受領し、あるいは必要書類の不備が是正された債権者は、第4回中間配当分とあわせて送金を行っている。

2 配当未了の状況

上記のとおり、4回の中間配当によって、配当率合計7.8%、合計277億2816万2482円の配当を実施してきたが、中間配当の回を重ねるにつれて、所在不明等の理由から配当できない債権者が増加している。追跡調査等を行って可能な限り配当事務を進めているが、なお相当数を供託せざるを得ない見込みである。

過払債権の振込依頼書受領状況	件数	金額
第1回～第4回振込依頼書未受領	4,898名	245,659,096円
第2回～第4回振込依頼書未受領	1,562名	83,653,836円
第3回～第4回振込依頼書未受領	1,708名	35,284,729円
第4回のみ振込依頼書未受領	3,429名	28,201,527円
合計	11,597名	392,799,188円

第3 ジャスティス債権回収を原告とする差止等請求訴訟

破産者大島健伸（以下「破産者大島」という。）を受益権者とする海外投資信託（Attila及びDiamond、以下「本件海外資産」という。）の調査（毀損の経緯並びにシグマ社が主張する譲渡担保権設定の経緯及びその効力の解明）に関し、ケイマン諸島及びジャージー島において裁判手続が係属している。

株式会社ジャスティス債権回収は、上記裁判手続に要する費用をSFCGの破産財団から支出することが違法であるとして、平成26年8月5日付で、破産管財人及び瀬戸英雄を被告として、破産管財人に対しては上記裁判手続に関連する費用をSFCGの破産財団から支出することの差止及び同費用の支出による損害賠償を求め、瀬戸英雄に対しては既に支出した費用のSFCG破産財団への返還及び同費用の支出による損害賠償を求める訴訟を提起した（訴状が破産管財人らに送達されたのは、前回の債権者集会後である同年9月10日）。

上記費用の支出に関しては、第11回債権者集会において債権者に対して説明をし、

また破産裁判所の許可決定を得ているものであるが、ジャスティス債権回収は、破産者大島らの説明により調査すべき点は明らかになっており、SFCGの破産者大島に対する多額の破産債権は、SFCG破産管財人と破産者大島の関係会社との和解や破産者大島に対する刑事判決で一部無罪判決が下されたことをもって消滅し、更には、シグマ社らは破産者大島に対して40億円を超える財団債権等を有している（なお、その存否について別件訴訟で審理中であることは破産者大島の調査報告書記載のとおり）などとし、SFCG破産管財人が本件海外資産の調査をこれ以上行う必要はなく、また、債権者集会においても上記費用を支出することに対し疑問の声があがっていたなどと主張していた。

本事件は、東京地方裁判所民事第17部に係属していたが（平成26年（ワ）第20254号）、平成27年3月5日、ジャスティス債権回収の主張を排斥し、破産管財人及び瀬戸英雄に対する請求をいずれも棄却するとの判決が言い渡された。

第4 担保権の抹消

1 根抵当権等の仮登記・本登記

SFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記の抹消については、司法書士へ抹消登記手続を委託し、平成27年2月末までに破産管財人において把握していた2万6737件全ての抹消申請を終えた。しかしながら、SFCGの社内データ上では把握できない登記がなお残存しており、これらについては現在も設定者からの申し出を受けて順次抹消書類を交付している（最近3カ月で約70件）。

根抵当権設定本登記は、登記の抹消に設定者の協力が必要であることから、設定者へ個別に連絡をして抹消手続を進めている。

破産手続終結までにできる限りの登記を抹消できるよう手続を進める。

2 保険金質権

債務者の生命保険または損害保険の保険金請求権に対して設定された質権は、破産手続開始決定当初から処理を進めていたものを含め、破産管財人において把握できた合計2150件について抹消手続を行った。

保険金請求権に対する差押については、保険会社52社に対し照会を行い、181件の存在を確認し、これらについて取下げを行った。

以上により、保険会社に対する照会により判明した案件の対応は終了した。今後、新規案件の存在が明らかとなった場合には、破産手続終結まで個別に対応する予定である。

第5 今後の進行について

配当が不能になっている中間配当金の供託準備や担保権の解除・抹消手続など必要な事務処理を粛々と進める。最後配当は破産者大島の破産事件における配当の有無に影響されるため、現時点ではその時期を確定できない。

以上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸英雄

財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	38,038,410,239	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,896,349	
営業貸付金	242,049,842,107	14,494,901,975	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,630,952	
法務保証金	382,188,000	555,674,464	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,100,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等 回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
資産合計	317,587,777,743	38,216,065,984	

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCCG
 破産管財人 瀬戸英雄

破産貸借対照表

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額= 財団組成額	番号	科目	評価額= 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	360,981,086,971
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,494,901,975	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,630,952			
5	法務保証金	555,674,464			
6	未収入金	2,484,537,747			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,100,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		38,216,065,984	負債合計		360,983,090,371 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破産者 大 島 健 伸

平成 27 年 3 月 11 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 4 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

2 収支の状況

前回報告（平成 26 年 9 月 8 日）以降、訴訟対応費用として、108 万 0864 円を支出している。

第 2 資産

1 海外資産の調査

海外資産については、引き続き、外国専門家等の協力を得ながら調査を進めているが、調査の主要な点の現状は以下のとおりである。

2 海外投資信託に関する手続

（1）ケイマン・シグマ訴訟の進行

TrustCorp 社（以下「TC社」という）が管理していた海外投資信託の受益権に譲渡担保権を設定したとする株式会社シグマ（以下「シグマ社」という）の主張に対し、破産管財人は譲渡担保権の設定の経緯やその有効性について事実関係の解明を求める必要があると判断し、本件訴訟の本案審理を証人尋問や文書開示を利用できる手続に準じた手続（準リット手続）で進めるよう申立てを行っていた。これに対し、シグマ社が本件訴訟を準リット手続で進めることに同意をしたことから、現在、準リット手続に従って本案審理を進めるべく、双方が主張を提出した段階である。

(2) ジャージ島における破産手続開始決定の承認手続の停止

破産管財人は、本件投資信託が平成 21 年 12 月期中に大幅に毀損したとされる原因を解明し、また、破産財団に属するその他の資産がジャージ島に存在するかどうかを調査するために、平成 24 年 10 月、ジャージ島の裁判所において、本件破産手続開始決定の承認を求める申立てを行っている。

この手続の進行はケイマン・シグマ訴訟の帰趨の影響を受け得ることから、本手続はケイマン・シグマ訴訟の結論が出るまで停止することが当事者間で合意されている。

第 3 負債

別紙「財産目録及び収支計算書」の「負債および支出の部」記載のとおりである。

破産債権については、現時点では配当の見込みが立っていないため、債権届出・債権調査ともに行われていない。

第 4 I O M A 関係訴訟

1 財団債権訴訟

I O M A のグループ会社である株式会社 I R E、同 Q A M 及びシグマ社は、平成 26 年 4 月 17 日付けで、破産者の租税債務（総額 27 億 2650 万 9016 円）を代位弁済し、これによって財団債権を取得したと主張して、破産管財人を被告として、財団債権の支払を求める訴訟を提起した。

上記訴訟においては、株式会社 I R E が求めている財団債権の適格性（納期限の解釈、立替金が財団債権となるか否か）、及び支払者等が争点となっている。

本事件は、東京地方裁判所民事第 44 部に係属し（平成 26 年（ワ）第 9596 号）、これまで 5 回の口頭弁論を経ており、次回期日は平成 27 年 4 月 16 日に指定されている。

2 優先的破産債権確認訴訟

シグマ社は、平成 26 年 8 月 6 日付け（破産管財人に送達されたのは、前回の集会後である同年 9 月 17 日）で、破産管財人を被告として、破産者の債務（総額 50 億 1921 万 0568 円）を代位弁済し、これによって破産者に対する求償権を取得したと主張し、従前に破産者から弁済等を受けた 22 億 9239 万 5472 円を除く、前記 1 の租税債権以外の債権（12 億 0607 万 8255 円）について、優先的破産債権であることの確認訴訟を提起した。

上記訴訟においては、破産債権に関する訴訟提起の可否、確認の利益の有無、破産債権の具体的な内容等が争点となっている。

本事件は、東京地方裁判所民事第 44 部に係属しており、前記 1 の事件と同時並行的に審理されている。

第 5 旅行許可に対する抗告

破産者は、平成 27 年 2 月 9 日付で、同年 3 月 14 日から同年 5 月 14 日までの間、ラオス外に渡航することについて、破産裁判所に許可申請を行った。破産裁判所は、同年 2 月 18 日付で、本財産状況報告集会および免責審尋期日に破産者が出頭することを条件に、上記期間中居住地を離れることを許可した。これに対し、破産者は、同月 24 日、許可に条件を付さないことを求めて、東京高等裁判所に即時抗告を行ったが、同裁判所は、同年 3 月 5 日、以下の諸点等を理由に、抗告を棄却する決定をした。

- ① 破産者が債権者集会及び免責審尋期日に出頭した上で説明義務を尽くすことは法に基づく破産者の義務であり、本件において破産者が従前の債権者集会に一回も出頭していないことに照らすと、破産裁判所が、破産者としての義務を尽くさせるために、本財産状況報告集会及び免責審尋期日への出頭を条件に旅行を許可したことには十分な合理性があること。
- ② 破産者は、保釈後の債権者集会不出頭には合理的理由があるとするが、破産者に債権者集会への出頭を困難ならしめるほどの精神あるいは身体の不良があるとは認められないこと。

第 6 免責審尋期日の指定

破産裁判所は、平成 27 年 2 月 18 日付で、破産者についての免責審尋期日を同年 3 月 11 日午前 10 時と指定し、免責意見申述期間を同年 4 月 10 日までと定めた。

以上

平成21年(フ)第8200号、8588号
破産者 大島 健 伸
破産管財人 瀬 戸 英 雄

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在
収支計算部分 開始決定日～平成27年3月11日

資産及び収入の部

(単位：円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,166,955	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	101,856	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル118円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company㈱)からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atila Unit Trust	—	0	100%(前回までの計算書記載の割合は誤り)。但し、(株)シグマ(Q&Company㈱)を吸収合併した破産者の親族が経営する会社)が譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
	Diamond Trust	—	0	88%。但し、(株)シグマが譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	(株)ゾディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発(株) 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,015	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み。
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールデンスパニユーオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	その他	234,211	481,941	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	78,101	78,101	
	資産合計	66,688,131	109,114,320	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	86,675,301	129,101,490	

負債及び支出の部

番号	科目	負債・支出	備考
1	公租公課	129,700,100	平成21年度申告所得税 22,239,000円(本税) 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞税含む) 担保物件売却による充当額相当分の求償権が別途存する。
2	破産債権	額未定	
	管財事務費用	40,539,893	海外資産調査費用39,203,244円(うち既払分10,510,675円、SFCG破産財団との精算分28,692,569円) 記録謄写費用45,260円、桜ヶ丘カントリークラブ証券再発 hands 手数料210,525円、訴訟意見書費用1,080,864円
	破産申立費用返還	20,069,040	振込手数料込み
	合計	60,608,933	

差引残高 金68,492,557円